

## 「三種神器」神話の生成と『平家物語』

内田 康

はじめに

寿永二（一一八三）年七月、京に迫った源氏の軍勢を避け、平家一門は安德天皇を奉じての西国落ちを断行する。後白河法皇が事情をいち早く察知して鞍馬へ潜幸したため、周章狼狽した一門は、取る物も取り敢えず幼帝を御輿に乗せ、「神璽」「宝剑」および「内侍所」を具して都を後にした。やがて到着した福原で、宗盛（長門本は「二位殿」）は侍達に次のように語りかける。

「積善の余慶家につき、積悪の余殃身に及ぶゆへに、神明にもはなれ奉り、君にも捨られまいらせて、帝都をいで、旅泊にたゞよふ上は、なんのたのみかあるべきなれども、一樹の陰にやどるも先世の契あさからず、同じ流をむすぶも多生の縁猶ふかし。いかに況や、汝等は一且したがひつく門客にあらず、累祖相伝の家人なり。或近親のよしみ他に異なるもあり、或重代芳恩是ふかきもあり。家門繁昌の古は、恩波にて私をかへりみき。今なんぞ芳恩をむくひさらんや。且は十善帝王、三種の神器を帯してわたらせ給へば、いかならむ野のすゑ山の奥までも、行幸の御供仕らんとは思はずや」（高野本・卷七「福原落」、傍線引用者・以下同）

今までの芳恩を思い起こさせて重代の家人達に結束を呼びかけ、自らの名分を保証する存在として、「十善帝王」とともに「三種の神器」が引き合に出される。これは『平家物語』異種本の現存部分全てに共通する態度

であり、またここはほとんどの諸本において、「三種神器」の用例が初めて認められる箇所でもある。この後、法皇と平家一門との間でこの「神器」を軸とした交渉が重ねられ、遂には壇ノ浦における天皇の入水、「宝剑」の喪失へとつながっていく。

現在我々が使うこの「三種神器」という語は、「神代」と「歴史」とを結び特別な宝器と把握されていると言える。だがこうした観念も、それ自体が歴史的産物であることを近年の研究が明らかにしている。例えば宗教史の村上重良氏の総括は、次のようである。

鏡・劍・玉の三種の宝器が天皇の位を象徴することは、すでに『古事記』『日本書紀』にも見えるが、この観念がさらに宗教的思想的に展開し、広がっていくのは、鎌倉時代から南北朝時代にかけてである。

まず三という数字を聖数とする観念が結びつき、また仏教や儒教に基づく解釈が持ち込まれて、秘儀的な解釈すら現れた。三種の神器という言葉そのものも、南北朝時代から使われはじめたようである。神器とは、中国では天子の位を指す言葉で、それがそのままこの神聖な宝器の名として用いられるようになったのである。（村上重良『日本史の中の天皇』、一二四頁）

また思想史の方面でも、最近、下川玲子氏による以下のような指摘がある。鎌倉時代にいたって『禁秘抄』は、「劍璽」より「大刀契」という神宝を重視していて、歴史的に皇位の象徴として「三種神器」という観念は必ずしも成立していなかったことがわかる。

ところが、南北朝期になると、『太平記』『平家物語』あるいは独立した神宝の本『劍卷』などの文学作品のなかに、皇位のシンボルとしての「三種神器」が登場するようになる。この時期になって初めて、世間に様々な伝説をもって伝えられていた神宝・靈宝の類が整理さ

れ、新たに皇位のシンボルとしての「三種神器」観念が確立したと考  
えられる。恐らくそれは、天皇家の二統分裂という、王権の直面した  
空前の危機的状況と相関関係がある。揺らいできた天皇の權威を、「三  
種神器」という目に見える確かなものに求めようとしたのではない  
か。(下川玲子『北畠親房の儒学』、一二四頁)

下川氏が、皇位のシンボルとしての「三種神器」が登場してくる契機とし  
て特に『太平記』『平家物語』あるいは独立した神宝の本『剣巻』などの  
文学作品に注目している点は、きわめて興味深い。

一方、文学研究の領域では、鶴巻由美氏が次のような問題提起を行って  
いる。

現在、我々は当然の如く「三種神器」という言葉を使っている。し  
かし、用語も付与された意味付けも平家が滅んだ当時と現在は単純に  
は繋がらない。また南北朝期にもさほど確固とした共通認識が出来上  
がっていたわけではないことが、当時の日記類その他からうかがえ  
る。そうすると『平家物語』の中の「三種神器」はいつごろ、どこか  
らあらわれ、どのような意図を持って使われたのであろうか。(鶴巻  
由美「三種神器」の創定と『平家物語』、四一頁)

更に鶴巻氏は、室町時代までの日記類を中心に資料を博搜され、この語が  
当時必ずしも用語として定着していなかったこと、にもかかわらず第一本  
『平家物語』では一貫して使用されている重大さに注目すべきであること、  
また「用語としてはまだ未熟な「三種神器」が『平家物語』の本文に用い  
られているのは両者の生成・流通の場がどこかで重なって」おり、その  
「場」として具体的には「台密とくに青蓮院の周辺」が想定されること、  
などを述べられた。

こう見てみると、「三種神器」観念の生成を考える上で、鎌倉から南北

朝期にかけて本文が形成されていった『平家物語』との関わりが問題とな  
ってこよう。稿者はこれまで、中世期に認められる「宝剣」の説話化  
という件に注目し、それを「宝剣」＝「草薙剣」という物語の生成と  
その変容、という観点から論じてきた。本稿では、この問題を更に「三  
神器」観念の生成の面から捉え返してみたい。なぜなら、この「宝剣」＝  
「草薙剣」は所謂「三種神器」の一つとして位置づけられており、これを  
めぐる説話への関心が、「三種神器」観念と無関係とは考えられないから  
である。両者の位相的差異を探ることは、一方では、『平家物語』におい  
て歴史がいかに解釈され、所謂「中世日本紀」としての「宝剣説話」、ひ  
いては「三種神器」神話がテキストとして織り上げられていったかの  
解明に繋がるであろうし、一方では、『平家物語』の枠組に収まりきらな  
い「三種神器」観念の生成の中で、この作品の占めている位置を考え直す  
ことにもなるものと思われる。

#### 一、〈史〉の中の「神器」

まず最初に、『平家物語』の諸異種本に見られる「三種神器」の用例の  
実態を確認する。稿末に資料として付した諸本対照表を参照されたい。各  
本の用例数は以下の通りである。

延慶本、十二例(うち六例は「神祇」)

長門本、十一例(うち一例は「神祇」)

『源平盛衰記』、二十一例(うち一例、「神器」とのみ)

『源平閻諍録』、七例(うち一例、「神器」とのみ)

南都本、十二例(うち四例は「神祇」)

四部合戦状本、八例

屋代本、九例(うち一例は「神祇」)

覚一本、十六例

百二十句本、十一例

なお対照表には記載しなかったが、国民文庫版の城方本では十一例を数える。これによると、所謂読み本系では『源平盛衰記』語り本系では覚一本が特に群を抜いて多く使用されている特徴が見られるほか、該当箇所に欠巻のある『源平閻諍録』や四部合戦状本を含めて、「三種神器」という用語は現存する全ての『平家』異種本に見られることがわかる。現存本を更に溯つたところに想定される「原平家物語」のいずれの段階においてこの語が用いられるに至つたのかは定かでない。だが、小西甚一氏が、系譜的展開を捨象した其時的状態の焦点に基本的形態として想定できる、とされる「原態」の概念に従えば、この「三種神器」はまさしく「原態」『平家物語』を構成する一要素であると理解して差し支えあるまい。ちなみに、諸異種本の全てが「三種神器」の用例を載せる場面は、本稿の冒頭で引用した「福原落」以外では、屋島院宣（十二巻本で巻十）、院宣請文（同右）、元暦元年二月の奉幣（同じく巻十一）、および平時忠の院宣使者への焼印の事（同じく巻十二）の都合五ヶ所であり、特に「福原落」と奉幣の事を除く三例は、ともに屋島院宣と関わる部分に集中している。この問題については後ほど触れることにする。

『平家物語』に描かれている治承・寿永の争乱当時、公家が「三種神器」という用語を使わなかったことは、すでに鶴巻氏が指摘されている。氏の調査結果を私に補つた上で、『玉葉』における所謂「三種神器」の呼称と、その言及される日付を示してみる。

「三神」

寿永二（一一八三）年

八月六日、十一月十四日

寿永三（一一八四）元暦元年 一月五日・廿二日・廿九

元暦二（一一八五）年

四月四日

「三ヶ寶物」寿永三（一一八四）元暦元年 二月廿九日

「三種寶物」元暦二（一一八五）年

四月四日

補足して言えば、寿永三年二月廿九日の「三ヶ寶物」は、生虜になった重衡が宗盛のもとに派遣した使者が、都に戻ってきて伝えた宗盛の言葉であり、また元暦二年四月四日の「三種寶物」は、同日の院宣中の語を受けた「三神」の言い換えである。九条兼実自身は『玉葉』の中で専ら「三神」の語を用いている。また、これもすでに鶴巻氏が指摘されたことだが、以下の例が示す通り、兼実は「神器」という語を神聖な宝器という意味では用いていない。

又前大納言實定々詞之中、以件鉢可爲神器之由、令申之條、有不審、疑是可爲神寶之心也、而以國家稱神器繼躰守文之儀、凡謂天下事也、今所稱已混彼、尤可有用意歟云々、所申可然、（安元 元（一一七五）年九月十日）

安樂寺から出来した鉢について前大納言實定の定詞の中に「神器」となすべしとの言があつたが、「神器」とは天下の事の意であるから「神宝」と言うべきだ、という意見に対して、兼実は賛意を示している。ちなみに、同時代の吉田経房『吉記』や慈円『慈鎮和尚夢想記』『愚管抄』でも、「三種寶物」の例はあつても「三種神器」の例は見られない。

時代を溯つて、六国史における「神器」の用例を確認しておく。まず、天孫降臨の場面において「故天照大神、乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡・草薙劍、三種寶物。」（巻第二「神代下」、第九段・一書第一）と、「三種寶物」の由来を語る『日本書紀』では、全編を通じて「神器」の例はない。この語は『続日本紀』を初見として、六国史では次の七

日、六月廿四日・廿八日

例を数える。

①因以此神器、欲讓皇太子、而年齒幼稚、未離深宮、

『続日本紀』靈龜元(七一五)年九月庚辰

②朕頼神祇之祐、蒙宗廟之靈、久有神器、新誕皇子、

『続日本紀』神龜四(七二七)年十一月己亥

③道鏡信之、有覲觀神器之意。

『続日本紀』宝龜三(七七二)年四月丁巳

④朕忝承聖基、嗣守神器、更事興作、恐乖成規、

『日本後紀』大同元(八〇六)年七月甲辰

⑤今忽遘神器、傳之屏蒙、事殊恒制、聞命兢惕、

『日本後紀』大同四(八〇九)年四月丙子

⑥天下神器、不可輕傳、皇業大寶、非聖不踐、

『日本後紀』大同四(八〇九)年四月戊寅

⑦朕近身病數發、動多疲頓、社稷事重、神器匡守、

『日本三代実録』元慶八(八八四)年二月四日

これらについては、新日本古典文学大系『続日本紀』の「皇位の象徴としての宝器の意というよりは、むしろ皇位そのものを示す語として用いられている。皇位の象徴としての宝器を「神器」と称するようになるのは、中世のことである。」という指摘が正鵠を射ている。また更に注目しておくべきは、『日本後紀』において「神器」の用例が特に集中している平城天皇の大同年間には、齋部広成によって「古語拾遺」が撰上されているという事実である(大同二(八〇七)年)。旧稿で指摘したように、同書は、『日本書紀』において天津彦々火瓊々杵尊に授けられたとされる「八咫鏡」や

「草薙劍」を「天璽」と呼んで、齋部氏が天皇の即位儀礼で奉上の役割を担ってきた「神璽」の鏡・劍とは別と捉えており、「神器」の用語は使っておらず、伊勢神宮や熱田社に祀られた「天璽」としての神宝までもが「神器」と呼ばれていたとは、いよいよ考えにくい。

「神器」の語が本来中国の文献のものであることはあらためて述べるまでもなかるう。例えば⑥『日本後紀』大同四年戊寅に見える「天下神器」は、「老子」第二十九章「天下神器、不可為也。為者敗之、執者失之。」等に基づいており、この⑥の「神器」も、文脈上『老子』と同様に「貴重な物」という意味で用いられているものと思われる。また、先に見た「皇位そのものを示す語」としての「神器」の例では、『漢書』敘傳第七十上の「不知神器有命、不可下以智力求也。」等があげられるが、この箇所は劉徳注に「神器、璽也。」ともあるので、中国においても「神器」を「璽」と見る考えの存したことが知られる。他に、吾が国で王朝時代の貴族の必読の書とされた『文選』にも、「神器化成、陽文陰縵」(卷三十五・張景陽「七命」)と、靈劍を指して「神器」と称した例があるが、中에서도とりわけ、張士然「爲吳令謝詢求爲諸孫置守家人表」の一節、「破董卓於陽人、濟神器於甄井」およびその注「李善によるか」に注目したい。そこでは、「漢書音義、韋昭曰、神器、天子璽符也。吳書曰初堅入洛、【中略】探得漢傳國璽。」とあって、吳の孫権の父・孫堅が発見した漢朝皇帝の璽符・「傳國璽」が「神器」と呼ばれている。こうした例から、中国でも古く皇帝の璽符を「神器」と称した事実が確認でき、それは吾が国でも知られていた可能性があるう。にもかかわらず、そのような説は鎌倉時代初期までの漢文体正史や公家日記等の中に見られない。以上の点からも、日本で天皇のレガリアが「神器」と呼ばれるようになるまでには、それなりの時間を要したらしいことがわかる。

## 二、平安末期における「三種宝物」の変容

第一節で見たように、九条兼実が「三種」について『玉葉』に初めて記すのは、平家が都落ちした直後、寿永二（一一八三）年八月六日のことであつた。これに先立って、公卿の間では既に安徳天皇に代わる新帝の踐祚について議論されており、「これを要するに、安徳天皇は都落ちのあつた七月二十五日を以て廢立されたと見なされた」とする今谷明氏の見解も出されている。公卿にとつて、自らの社会が機能するためには天皇を必要としたが、それが一旦都を去つた天皇である必要はなかつたのである。一方、法皇にはまだ迷いがあつたらしく、「立王事、所<sub>レ</sub>思食煩<sub>レ</sub>也、先可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>主上還御<sub>レ</sub>哉、將又且雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>劍璽<sub>レ</sub>、可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>新主<sub>レ</sub>哉之由<sub>レ</sub>」を御下したところ、「官寮共、申<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>主上<sub>レ</sub>之由<sub>レ</sub>」ということになり、決定を下しかねていた（『玉葉』寿永二年八月六日）。これに対して兼実は、治安の急激に悪化した京の状況に鑑み、一刻も早く新帝を立てるべきであると以下のように述べる。

①先京華狼藉于<sub>レ</sub>今不<sub>レ</sub>止、是人主不<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>然也、是<sub>レ</sub>次須<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>急征討<sub>レ</sub>之處、平氏等奉<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>主上<sub>レ</sub>、及<sub>レ</sub>三種<sub>レ</sub>、已<sub>レ</sub>赴<sub>レ</sub>海西<sub>レ</sub>、不<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>主有<sub>レ</sub>征伐<sub>レ</sub>、於<sub>レ</sub>議有<sub>レ</sub>防<sub>レ</sub>、是<sub>レ</sub>『玉葉』寿永二年八月六日

更に兼実の主張は、「我朝之習、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>劍璽<sub>レ</sub>踐祚<sub>レ</sub>、曾<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>例<sub>レ</sub>」であるが、「國史文」によれば、継体天皇は「璽符鏡劍」を得て「即位」する以前に、臣下に迎えられて「踐祚」を果たし「天皇」と称した前例があり、これに準拠すべきであること、「天子之位、一日不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>曠<sub>レ</sub>」こと、と続く。彼は「三種」の語を、平家滅亡直後の元暦二（一一八五）年四月四日の条では、院宣をもたらし頭弁光雅の「三種寶物歸來之間事又如何」という問いに対して「三種寶物歸來事、自戰場歸洛之間事、偏爲<sub>レ</sub>武士之沙汰

、公家不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知食<sub>レ</sub>歟、只不<sub>レ</sub>事間<sub>レ</sub>、無<sub>レ</sub>左右<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>三種<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>歸洛<sub>レ</sub>也、」と言ひ換える形で用いているから、この両者は兼実にとつて同一の物を指している語と考えてよい。そして、この「三種宝物」に対しては、兼実に先立つ七日前、先にふれた還御の卜占と関連して、吉田経房も『吉記』の中で言及している。

②又召官寮被<sub>レ</sub>行御卜、民部卿奉行也、直<sub>レ</sub>矣、神鏡神璽寶劍等事也、共卜申云、相具<sub>レ</sub>三種<sub>レ</sub>寶物<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>還御<sub>レ</sub>歟、五十日内甲乙庚辛日、及冬節中云々、『吉記』寿永二年七月三十日

平家一門が持ち去つた「神鏡神璽寶劍」を、経房は「三種宝物」と呼んでいる。旧稿でも見たように、天皇のレガリアを「三種宝物」と呼ぶのは、二十年後に慈円の手で記された『夢想記』の記述とも一致する。彼が夢想の確認をするに際して後鳥羽院から遣わされたのが「神鏡・劍・璽勘文」および「日本記第一卷」であつたことから、この「三種宝物」は、『日本書紀』の中のそれを指していると思つてよい。そしてその証左として、十卷本『伊呂波字類抄』の「璽」の項目に続けて記された次の資料があげられる。

③神璽鏡劍等<sub>レ</sub>事 壽永二年八月十五日勘解由長官兼式部大輔藤原俊經卿史記日本書記等文引勘事状云

今案 神璽鏡劍者 天照大神 賜皇孫天忍穗耳尊 永為<sub>レ</sub>天孫 以太子天津彦々火瓊々杵尊 為<sub>レ</sub>葦原中国之主以来皇孫相傳 天下一統 夫天之所授人不奪之 所造誰被盜之【後略】

兼実が、平家都落ちから十日後に既に新帝擁立を主張していたのは先に見たとおりで、事態は「三種宝物」の還御と立王問題とを切り離した形で進行していく。八月十日、院前で開かれた議定の席で、「劍璽事、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>諸道勘文<sub>レ</sub>否事」が問題となり、『玉葉』寿永二年八月十日条、翌十一

日夜、平時忠のもとへ派遣した宝物の返還を促す使者が帰洛、「其状云、京中落居之後、可有<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>幸劍璽已下寶物等事、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>前内府<sub>二</sub>歟云々、事體頗似<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>嘲哂之氣<sub>一</sub>（八月十二日条）となる。やがて十八日、兼実は参院していないが、勘文の披露がなされたらしく（「頭辨兼光送<sub>レ</sub>札云、明日可<sub>レ</sub>参院<sub>一</sub>、神鏡劍璽等、諸道勘文之間事、並雜事等、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>豫議<sub>一</sub>也云々者、稱<sub>レ</sub>疾不参<sub>一</sub>」（八月十七日条）、二日後には高倉院四宮（後鳥羽天皇）が踐祚を果たし、また兼実は劍璽の諸道勘文の書写を行っている（八月二十日条）。十日以降十八日までの間に勘文が作成されたのは確実で、「寿永二年八月十五日」の日付はこれに符合する。この勘文には、「神鏡劍」を、天照大神が「皇孫天忍穗耳尊」に授けて永く「天璽」となつたと述べられている。これが『日本書紀』の記述そのものでないことは明白であるが、当時の「日本書紀」の世界では、「古語拾遺』『先代旧事本紀』等に見られたような「天璽」概念をも重ね合わせる形で、「神璽鏡劍」が捉えられていたのであろう。なお「三種宝物」については、他に『後鳥羽院御即位記』にも引かれる『定長記』で、延引している即位式と大嘗會をめぐる左大臣経宗と右大臣兼実の対立の様を記した条にも記述がある。

- ④三種寶物未歸來以前。猶可有議之由天下稱之。仍昨日被尋左相府。被申曰。雖無三種寶物。何不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>即位哉。神慮難量者。右府被申曰。此事去年大概言上了。不待三種寶物即位之條。一切不叶物儀。暫行御祈可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>之由所存也者。院仰曰。以兩相府申狀猶可有議歟。輒難被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>左右者。『後鳥羽院御即位記』元暦元年六月廿四日）
- これに関しては、『玉葉』の同日の条における兼実の言辞との対照によって、事情がより鮮明になる。
- ⑤先我朝之習、以<sub>レ</sub>劍璽主<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>國王<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>璽踐祚之例、書契以來未<sub>レ</sub>會聞<sub>一</sub>、然而依<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>止事<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>立王事<sub>一</sub>、天子位不<sub>レ</sub>空<sub>一</sub>一日<sub>一</sub>之故

也、然而至于即位<sub>一</sub>者、待<sub>レ</sub>劍璽之歸來<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>行<sub>一</sub>也、『玉葉』  
寿永三年六月廿四日）

更に兼実は、自分の意見が「嘲弄之基」となっていることに憤り、劍璽帶來に対する祈禱も等閑のままに即位を行うのは「恐不<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>彼三神<sub>一</sub>歟」と、強い調子で記している。先年、法皇に新帝擁立を強く促し、継体天皇の例まで持ち出して、劍璽なしの踐祚を合理化した兼実であったが、御都合主義による先例無視はさすがに腹に据えかねたらしい。だが彼の関心は、現に「劍璽」を帯して西国にいる天皇よりも、「三神」そのもの、もしくは自分たちの新帝が「劍璽」を持たずに即位せざるをえない情況にいかに対処するか、ということにあり、都を遠く離れた天皇の（正統性）などにはなかつた。以上の点から、当時の宮廷においては確かに神鏡劍璽が神授の「三種宝物」であると認識されていたことが確認できよう。

では、こうした公卿が問題にする「三種宝物」は、『平家物語』に描かれた「三種神器」とどれほど重なるものなのだろうか。第一に、両者はともに神代伝来の宝器であると捉えられている点で重なっている。ここには旧稿で見たような、例えば熱田の「草薙劍」と内裏の「宝劍」とを別物とする理解はなく、寧ろ同一視する方向で把握しているようである。尤も、レガリアとしての劍は常に「宝劍」と呼ばれているので、それが果たして『平家物語』中におけるように「草薙劍」と称されていたかどうかは不明と言うほかない。旧稿で指摘した、藤原教長や頭昭らの古今序注などの文献に「草薙劍」と熱田との関係を述べたところがあることからすれば、同時代に複数の見解が行われていたものとも考えられる。しかし第二に「三種宝物」は、踐祚や即位と関連しての言及からも明らかのように、帝位を保証するものとして把握されていたらしいにせよ、その帰趨をめぐる問題が立王問題とは分けて議論されている点からすると、それは帝位にとつ

て絶対的な必要条件ではなかったと言えよう。既に指摘があるように、『玉葉』に見られる「劍璽」の位置づけは、「君を守護する靈器」「天皇の御まもり」としての性格が強い。更に宗盛でさえ、新帝踐祚後、寿永二年九月の段階で、法皇に対して「於<sub>レ</sub>臣全無<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>背<sub>レ</sub>君之意<sub>一</sub>、事出<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>圖、周章之間、於<sub>レ</sub>舊<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>者且爲<sub>レ</sub>遁<sub>レ</sub>當時之亂<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>具蒙<sub>レ</sub>塵外土<sub>レ</sub>了、然而此上事、偏可<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>勅定<sub>一</sub>」（『玉葉』寿永二年十一月十四日）という書状を送っており、本稿冒頭で引いた「福原落」の章段での演説や、「院宣請文」において「君不<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>父教度之奉公<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>者、早<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御幸西国<sub>一</sub>」（延慶本による。他本でも同内容）と述べ立てた態度とは異なり、自分たちの戴く天皇が（正統）であるとは考えていなかったようである。にもかかわらず、『平家』において「三種神祇ヲ帶シテ、君カクテ渡セ給ヘバ、是コト都ナレ」（延慶本・第五本「平家福原ニテ行仏事事付除目行事」。他に、長門本・『盛衰記』・『閩諍録』が同内容。）などと記されるのは、やはりそこに「三種宝物」を超えた「三種神器」の超越的意義を認めるべきであろう。これと関連して第三に問題となるのは、かつて富倉徳次郎氏が『平家物語』に見られる特性として指摘された、「三種の神器の存する所に帝位があるという信仰」、「その三種の神器を持ち給う安徳天皇が正しく、正統の天子であるという主張」の件である。富倉氏は、その点が端的に示されるのは「屋島院宣」と「院宣請文」の章段であり、それを頼朝の「征夷將軍院宣」と並んで、「清盛没後の歴史語りとしての『平家物語』が行っている最も大きな虚構」だとまで言われる。これについては鶴巻氏の、「言葉は同じ「三種神器」を使っているも覚一本における意味は必ずしもいわず「三種神器」とは一致しない」という指摘をも考え合わせた上で検討すべきであろう。特に、本稿の稿末対照表で示したとおり、「三種神器」という語の使われ方が諸異種本中でも区々である以上、その差異を無視し

て『平家物語』の「三種神器」を考えることはできない。鶴巻氏にも既に、「延慶本では三種を指す言葉として他に「三種ノ宝物」「三ノ御宝」「三種ノ神祇」も使っており、統一されていない。ところが覚一本では巻九「三草勢揃」で「三ノ御宝」とする以外はすべて「三種の神器」としている。」との指摘がある。以下この点に関して、「屋島院宣」をめぐるの応酬が述べられる、十二巻本の巻十相当記事について考察していく。

### 三、「三種宝物」から「三種神器」へ

#### ——「屋島院宣」をめぐる——

- ① 一人、聖帝出<sub>テ</sub>、北闕九禁之台<sub>ニ</sub>、而遷幸九州<sub>ニ</sub>、三種ノ神祇、浮<sub>テ</sub>南海西海之溝<sub>ニ</sub>、而經數年<sub>ノ</sub>事、尤朝家之御歎、又亡國之基<sub>ナ</sub>也。【中略】至<sub>テ</sub>奉<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>三種之神器<sub>ヲ</sub>者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>寬宥<sub>ト</sub>彼<sub>ノ</sub>脚<sub>ヲ</sub>者也者<sub>ト</sub>、院宣如斯<sub>ニ</sub>。（延慶本・第五末「重衡卿賜院宣西國へ使<sub>ラ</sub>被<sub>ラ</sub>下事<sub>一</sub>」）
- ② 我君者受<sub>テ</sub>故高倉院<sub>ノ</sub>御讓<sub>ヲ</sub>而、御在位既<sub>ニ</sub>四ヶ年、雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>其<sub>ノ</sub>御失<sub>ニ</sub>、東夷北狄、結<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>群<sub>ヲ</sub>而入洛之間、依<sub>レ</sub>且<sub>レ</sub>幼帝母后之御情殊<sub>ニ</sub>深<sub>ニ</sub>、且<sub>レ</sub>依<sub>テ</sub>外舅外家之志<sub>シ</sub>不<sub>ニ</sub>淺<sub>ニ</sub>、暫<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>遷幸西國<sub>ニ</sub>、於<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>遷幸旧都<sub>ニ</sub>者、三種ノ神器、争<sub>カ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>放<sub>レ</sub>玉<sub>ヲ</sub>躰<sub>ヲ</sub>哉。【中略】為<sub>レ</sub>始<sub>テ</sub>四國九國<sub>ヲ</sub>、都西ノ國々之輩<sub>ヲ</sub>、如<sub>テ</sub>靈<sub>ヲ</sub>集<sub>リ</sub>如<sub>ク</sub>雨<sub>ノ</sub>遍<sub>シ</sub>、靡<sub>テ</sub>異<sub>レ</sub>賊<sub>ヲ</sub>事、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>疑<sub>ト</sub>焉。其<sub>ノ</sub>時奉<sub>リ</sub>相具<sub>シ</sub>主上<sub>ニ</sub>、帶<sub>シ</sub>テ三種ノ神器<sub>ヲ</sub>、可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>行幸<sub>ノ</sub>之還御<sub>ヲ</sub>耳。（同右「宗盛院宣ノ請文申事」）

「屋島院宣」の虚構性に関しては、富倉徳次郎氏が『平家物語研究』および『平家物語全注釈』において詳細に論じている。氏は、「屋島院宣」「院宣請文」に見える宗盛の強気な態度が、『玉葉』寿永三年二月二十九日・同三月一日、並びに『吾妻鏡』同年二月二十日に示された彼の恭順の姿勢

と合致しないのは、「一つには、以後の屋島・壇浦の合戦を、戦意を持つ源平両氏の対決として語る合戦史としての要求からと、もう一つこの三種の神器への信仰の要求による」ものであり、それによって「この物語は、歴史的事実としては相当複雑な「請文」の史実を、実は単純な論理によって大衆に容易に理解し得るように、また感情的にも容易に捉え得る形において述べられていることになった」のだとされる。こうした見方を念頭に置きつつ『平家物語』諸異種本における「三種神器」の用例を見ると、それが専ら巻十以前に集中し、壇ノ浦合戦以後、実体としての「神璽」「宝剑」「内侍所」への言及が多くなる箇所ではほとんど見られないことに気づく。『平家物語』において平家滅亡以降の場面でレガリアの行方を問題化する必要があったであろうことは、所謂「宝剑説話」の部分を含め、現存諸本が一様にそうした記事を載せている点からも窺える。用例数のみからでは断定できないが、虚構性が強く後次的増補の性格が濃厚な「屋島院宣」の前後に「三種神器」の使用が集中していることは看過しがたい。

先にふれたように、「屋島院宣」と「請文」の記事では、現存諸異種本全てに「三種神器」の語が用いられており、これが『平家物語』の、少なくとも十二巻本における巻十に相当する部分の展開を規定するものとなっていることは確かであろう。だが、その使用のあり方には差異がある。対照表で示したとおり、延慶本並び長門本、および四部合戦状本においては、所謂「三種神器」の用例は、院宣と請文の本文部分にのみ見られ、その他の箇所ではほとんど「内侍所」（二ヶ所）「三種ノ宝物」。四部本は「三種神宝」のみが問題にされている。ここは例えば、「三種神器」の例が比較的少ない屋代本でも、

③定長申ケルハ、「勅定ニハ所詮、三種神器ヲタニモ都へ入レ奉セ給ハハ、西国へ可レ被レ返遣候。此趣ヲ申サセ給へ」ト申ケレハ、三

位中将、「今ハカ、ル身ニ罷リ成テ候へハ、一門ニ可レ向レ面トモ不覚。女姓ニテ候へハ、母ノ二位ノ尼ナントヤ、今一度見トモ思候覽。【中略】母ニ位殿ニ細カナル御文ニテ、「今一度御覽セント思召候ハハ、内侍所ノ御事、大臣殿ニ能々申サセ給へ」トソ被レ書タル。（屋代本・巻十「重衡六条東へ被渡事」）とあって、院の使者定長のいう「三種神器」の言葉に対して重衡は「内侍所」のみに言及するという具合に、記述に齟齬が見え、これは覚一本などにも共通して見ることがらである。ところが延慶本においては、

④院宣ノ趣条々仰含ム。「所詮ハ、内侍所ヲ都へ返入奉ラバ、西国へ歸シ遣シ」トソ有ケル。重衡卿ノ被申ケルハ、「今ハカ、ル身ニ罷成テ候へバ、親キ者共ニ面ヲ合ベシトモ覚候ワズ。又今一度見ント思者モ候マジ。若シ母ノ二位ナンドヤ無慚トモ思候ワム。其外ノ者ハ情ヲ係ベキ者有ベシトモ覚候ワズ。三種ノ宝物ハ神代ヨリ伝ハリテ、人皇ノ今ニ至ル（マ）デモ、シバラクモ帝王ノ御身ヲハナタル、事候ワズ。先帝ト共ニ都へ入セ給ハハ尤可然候ベシ。サ候ワザラムニハ内侍所ヲ入レ奉ル事ハ有ベシトモ覚候ワズ。【中略】二位殿へハ御文細々ト書テ奉リ給ヘリ。「今一度御覽ゼムト思食サバ、内侍所ノ御事ヲ大臣殿へ能々申サセ給へ。（延慶本・第五末「重衡卿賜院宣西国へ使ヲ被下事」）と、対話は一貫して「内侍所」をめぐるものとなっており（長門本・四部本も同様）、しかもこの後、

⑤（二位殿）「前略」只我ニ思ユルシテ内侍所ヲ都へ返入奉給へ」ト宣ケレバ、人々浅猿ト思ヒアワレタリ。内大臣宣ケルハ、「誠ニ宗盛モサコソハ存候ヘドモ、ササガ世ノキ、モ云甲斐ナク、且ハ頼朝ガ思ワム事モハツカシク候へバ、無左右内侍所ヲ返入進セム事叶



マジ。帝王ノ世ヲタモタセ給事ハ内侍所ノ御故也。(同右)

というふうに、屋島における一門の僉議も全て「内侍所」についてのもの  
で、特に「内侍所」こそが帝位を保証する、との主張と共に、長門本のみ  
ならず所謂語り本系諸本とも共通している点は留意してよい。ちなみに、  
『玉葉』に記された風聞によれば、宗盛の発言は

⑥或人云、重衡所遣前内大臣許之使者、此兩三日歸參、大臣申云、  
畏承了、於三ヶ寶物井主上女院八條〔院〕殿者、如レ仰可レ令入  
洛、於宗盛不能參入、賜讚岐國可安堵、御共ハ清宗ヲ  
可レ令上洛云々、(『玉葉』寿永三年二月廿九日)

と、取り立てて「内侍所」を述べたものではなかったらしい。私見では、  
「内侍所」の權威を強調する姿勢は、現存『平家』諸本の特徴として一貫  
して見られるところである。壇ノ浦合戦の際、蓋を開けようとした武士た  
ちが眩暈に襲われた件や、またその由来を説いた十二巻本の巻十一(神鏡  
説話)には(宝剑説話)と違って新鑄記事が見られないことが現存諸本で  
全てに共通する点に、それは端的に示されている。『吾妻鏡』に見られる  
新鑄記事を意識した以下の記述との差異が、このことを如実に物語る。

⑦其後軍士等乱入御船。或者欲奉開賢所。于時兩眼急暗而神  
心惘然。【中略】是尊神別鉢。朝家惣持也。神武天皇第十代 崇  
神天皇御宇。恐神威同殿。被奉鑄改云々。【中略】澆季之今。  
猶顯神變。可レ仰可レ侍焉。(『吾妻鏡』第四・文治元年三月廿四日)

神鏡の新鑄を記す態度から見ると(あるいはこれは『吾妻鏡』の方が、『平  
家』的記述を(史実)に引き戻して述べた可能性もあるが)、『平家物語』  
における「内侍所」の扱いはより聖性を強める方向に進んでいると見てよ  
い。

以上の分析から、先学の指摘する「屋島院宣の虚構性」について考える

と、『平家物語』の元もとの姿勢は、延慶本・長門本や四部合戦状本に見  
られるような、「内侍所」に焦点を据えた前後に齟齬のないものだったの  
ではなからうか。そこに、「三種神器」の意義を謳い上げた虚構の「院宣」  
およびその「請文」が入り込んだことを契機に、その後の諸本生成におい  
ても、この語が多用されるようになっていったものと想定される。この点  
は、「福原落」における宗盛の演説についても、『承久記』からの影響によ  
って成った後次的な虚構とする富倉氏の説と考え合わせて、同様に理解で  
きると思われる。更に、諸異種本中でも特に整理された覚一本と大部の増補  
がなされた『盛衰記』が他本に比べてより多くこの語を用いている点に、  
そうした流れが反映していると考えられる。富倉氏が言われる「三種の神  
器の存する所に帝位があるという信仰」は、おそらく一氣に成立したわけ  
はなく、『平家物語』の諸異種本群が成長していく過程に歩調を合わせて  
展開していったものと思われる。

#### 四、「三種神器」の思想史へ

では、『平家物語』の「三種神器」の語はどこから来たものなのだろう  
か。鶴巻氏により、鎌倉時代の日記類で「三種神器」の語が使われている  
のは『花園天皇宸記』の次の例のみであることが指摘されている。

①青蓮院宮慈道參入、【中略】又語云、三壇御修法象三種神器、延命  
三耶形鏡也、不動三摩耶形劍也云々、如意輪象神璽云々、此外有種  
々口傳云々、(『花園天皇宸記』文保元(一一三二)年四月廿九日)

だが、鶴巻氏も言われるように、「延慶本が延慶三年(一一三〇)に書か  
れたとすると『花園天皇宸記』より早い例と言える」のであり、更に、こ  
れまで見てきた通り、この語が延慶本に止まらず『平家物語』の現存する  
異種本全てに見えることからすれば、これが『平家物語』に取り込まれた

のはもつと早い段階であつた可能性も推定できる。鶴巻氏は、花園天皇に「三種神器」について奏上したのが慈円に連なる青蓮院の慈道法親王であつたことから、「三種神器」の研究および『平家物語』へ流入していった場として、「台密とくに青蓮院の周辺」を想定される。この点は、阿部泰郎氏が明らかにされた、青蓮院第四門跡・道覚法親王(一二〇四—一二五〇)の名を付した『治国利民目録』並びに『天子本命目録』の二種の即位法の中に、「三種神器(三種深義・三種ノ神祇)」に関する口伝が収められていることと合わせて考えれば、更にその可能性が高まる。阿部氏によれば、「この二書を道覚撰と信する根拠はない」が、「口伝法門の側がそうした世界に連なるべきものとして即位法を認識していたこと」、およびその生成が、伝授を受けたとされる心賀(活動盛期は文永年間から鎌倉末期にかけて)の時点まで溯れることは確実であろうという。

本節においては、こうした先学の研究成果を踏まえ、この点について考えてみる。そこで注目したいのは、伊勢神道でも大いに参考にされたと見られる『天地靈覚秘書』の、次の記述である。

② 『三種神器』

・三種神器 ・神璽 ・宝劔 ・内侍所

・八坂瓊曲玉者・三密滿德如來舍利・大日覺玉珠也。・天神地祇妙体・一切衆生福田也。

如慧宝珠也。

・八咫鏡者 三身具足形、羅浮者化身相也。空觀者法身理也。是則中道実相妙体也。

・宝劔者 諸尊智恵、文珠智初也。三摩耶形、号天龍靈初也。金剛王宝初也。

此三種神宝者、無式平等無差別、則法報応三身、空仮中道妙理也。『天地靈覚秘書』

この書は弘安九年(一二八六)以前の成立とされ、弘安十一(一二八八)年には、後に伊勢外宮一禰宜に就任することになる度会行忠に所持されて

いたほか、度会家行の『類聚神祇本源』(一二三〇年)に引用されてもいる。牟禮仁氏が述べられるように、もし良遍述「神代卷私見聞」に見える「伝教大師六月会」時勅使、此時造書被置、名「天地靈覚章」が『天地靈覚秘書』のことであるとすれば、本書は最澄作に仮託された台密系のテクストということになる。内容的には、特に裏書や傍書部分に東密系の傾向が窺えるものの、この「三種神器」解釈に関しては、それを三身・三諦によつて説いているところなど、台密の影響が見られる。所謂伊勢神道が行忠から家行の時代にかけて体系化されたことは周知のところであり、その特質については久保田収氏によると「神徳とともに國家の永久性を説き、それを明示するものとして、神器と神勅に焦點をおき、これを中核として詳説」することにあるともされるが、意外にも、彼らの著述や所謂「神道五部書」をはじめとする中心的テクストには、「三種神器」の語が現れてこない。そのほとんど唯一と言える例が『類聚神祇本源』の中に見える。

③ 我君嗣萬乘寶祚受一朝皇圖之時。取柄臣者。授天神受記於皇帝。〔中略〕禰宜者。持賢木儼祭祀。是皆神代古風行來禮奠也。其上一禰宜者。口訣三種神器印定萬機尊位。受倭姫之聖跡。

戴宗廟之神體。『類聚神祇本源』十五・神道玄義篇

これについては既に阿部泰郎氏が「神宮の祠官が王の即位について三種神器に関しての秘伝を相承していると記すのは注意に値しよう」と注目されているところだが、用語に拘ってみれば、「三種神器」の語は伊勢の神宮にとつて、神宮古来と言うよりは、例えば行忠などが敢えて灌頂を受けて獲得した外来の觀念だったのかもしれない。阿部氏や鶴巻氏の指摘のほか、本稿で取り上げた『天地靈覚秘書』の記述など、どれも天台との繋がりを強く示唆するものである。そもそも「三種宝物」が、『日本書紀』に見える「八坂瓊曲玉及八咫鏡・草薙劍」を起源とし、やがて宮中のレガリ

アの呼称へと転化していったのに対して、「三種神器」は、「神器」が漢籍において帝位やレガリアと深く関わる語だったことから考えても、「神璽・宝剣・内侍所」というレガリアを基準に、そこから「三種宝物」という観念をも包摂しつつ展開していったのではないかと思われる。そうした動向は、十二世紀中頃以降後半にかけては、確実に存在したのである。尤も、それが皇位のシンボルとしての政治思想的立場を確立するには、下川氏も言われるように、慈遍や北畠親房の登場を待たねばならなかった。

④ 繼<sub>レ</sub>帝位、必有<sub>二</sub>神璽<sub>一</sub>也、謂<sub>レ</sub>劔鏡寶珠也、【中略】於是倭姫命世紀曰、崇神天皇以往、九帝同<sub>レ</sub>殿共<sub>レ</sub>床、然漸畏<sub>二</sub>其神勢<sub>一</sub>、共住不<sub>レ</sub>安、故令<sub>二</sub>齋部氏卒<sub>一</sub>石凝姥神裔、天目一箇<sub>二</sub>氏<sub>一</sub>、更鑄<sub>二</sub>造鏡劔<sub>一</sub>、以爲<sub>二</sub>護身御璽<sub>一</sub>焉、是今踐祚之日、所<sub>レ</sub>獻神璽鏡劔、是也云々、然於<sub>二</sub>寫本中<sub>一</sub>、其内侍所者代々之靈驗、度々之火怪云々、其寶劔則沈<sub>二</sub>西海底<sub>一</sub>、其神璽則于<sub>レ</sub>今御座云々、抑正本中、内侍所者内宮御體、神璽太玉外宮相殿、但寶劔者、古語拾遺曰、【中略】其草薙劔今在<sub>二</sub>尾張國熱田社<sub>一</sub>、倭姫世紀亦同此歟、三種神璽各崇<sub>二</sub>于靈宮<sub>一</sub>、百王繼<sub>レ</sub>德、專足<sub>二</sub>于冥璽<sub>一</sub>（『旧事本紀玄義』卷第四「皇位繼<sub>レ</sub>德」）

慈遍は『旧事本紀玄義』（二二二三年）において、天皇が位を継ぐのに必要な「劔鏡寶珠」について、伊勢神道書『倭姫命世紀』を引きながら、それに「寫本」と「正本」とがあることを述べ、「正本」たる「三種神璽」が伊勢の内外宮と熱田に納められていることで「百王の徳を継ぐこと、専ら冥璽に足れり」とする。こうした発想は、北畠親房の「此國ハ三種ノ正體ヲモチテ眼目トシ、福田トスルナレバ、日月ノ天ヲメグラン程ハ一モカケ給フマジキ也」（『神皇正統記』後鳥羽）という記述とも通底し、「神器」の（オリジナル）を宣揚する態度を端的に示している。このように「三種神器」観念を明確化した彼らの思想の根底にあったのが伊勢神道の思想だ

ったことは言うまでもないが、一方で所謂「三種神器」観念とは、レガリアの存在自体を問うことよって初めて成立したものであって、そこに、その観念が神宮祠官の外部で発達を遂げた理由も存しただろうか。

#### おわりに

最後に、このような当時の思想の流れの中で『平家物語』がどのような位置を占めているかにもふれておきたい。度会家行の『類聚神祇本源』とほぼ同時期に成った虎関師鍊の『元亨釈書』（二二二二年）中に、次のような「神器」の語が見られる。

① 素尊奉<sub>二</sub>劔於天照太神<sub>一</sub>。太神曰。我屏<sub>二</sub>天殿<sub>一</sub>時。落<sub>二</sub>此劔于近州伊布貴山<sub>一</sub>。是我神劔也。太神命<sub>二</sub>其孫瓊杵尊<sub>一</sub>。降<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>。付<sub>二</sub>三神器<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>國鎮<sub>一</sub>。劔其一也。累世爲<sub>二</sub>國寶<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>崇神皇帝<sub>一</sub>。恐<sub>二</sub>劔靈威<sub>一</sub>。召<sub>二</sub>良治<sub>一</sub>模打。獻<sub>二</sub>舊劔于伊勢太神宮<sub>一</sub>。新劔留<sub>二</sub>王宮<sub>一</sub>。【中略】至此名<sub>二</sub>草薙劔<sub>一</sub>。武尊自<sub>レ</sub>東歸。還<sub>二</sub>劔於勢宮<sub>一</sub>。其後。以<sub>レ</sub>劔藏<sub>二</sub>尾州熱田神祠<sub>一</sub>。（『元亨釈書』卷第二十一・資治表二・天智）

本書については、北畠親房への影響など看過しがたい点も多いが、かつて『和州布留大明神御縁起』（文安三（一四四六）年以前）や『雲州植川上天淵記』（大永三（一五二二）年）の成立との関わり、『本朝神社考』（正保二（一六四五）年以前）への引用等について指摘したことのある、「草薙劔」の由来を記す『宝剣説話』の部分を見てみる。ここで、劔が「三種神器」の一つとされている点が目を引くが、それとともに、これを天照大神が「伊布貴（伊吹）山」に落としたり「我神劔」であると述べている箇所は、『平家物語』の延慶本等（他に長門本・『盛衰記』にも）に記されていた記述を容易に思い起こさせる。

②是神劍也。尊是ヲ取テ、「我何ガ私ニ安ゼム」トテ、天照大神ニ獻給。天照大神是ヲ得給テ、「此劍ハ我高天原ニ有シ時、今ノ近江國伊吹山ノ上ニテ落タリシ劍也。是天宮御宝ナリ」トテ、豊葦原ノ中津國ノ主トテ、天孫ヲ降奉給シ時、此劍ヲ御鏡ニ副テ獻リ給ケリ。尔ヨリ以來、代々ノ帝ノ御守トシテ、大内ニ崇奉レタリ。(延慶本・第六本「靈劍等事」)

嘗て述べたように、この説は他にも、伊藤正義氏が紹介された『日本記一神代卷取意文』<sup>(6)</sup>などに見え、こうした、近江の伊吹と出雲の大蛇とを繋ぐ線によって、日本武尊の伊吹山での遭難を素盞烏尊に斃された大蛇の劍に対する執心に結びつける、という趣向が存在したことは興味深い。その源流が『平家物語』であつたと断定するのは、性急の譏りを免れまい。けれども、「宝劍」の水没を大蛇の執心の表れと解釈し、物語を構築していった『平家』(宝劍説話)の枠組が、こうした説を支えていたことは確かである。従つて、虎関師鍊の記す(宝劍説話)および「三種神器」の中に『平家物語』の影を認めることも不可能ではあるまい。だが『平家』(宝劍説話)に見える(宝劍)Ⅱ「草薙劍」という重ね合わせが、治承・寿永の乱当時の人々を震撼させた(宝劍)喪失という物語を効果的に表現すべく仕組まれたものであり、「三種神器」という新しい觀念による修飾もその指向性を逸脱するものではなかつたのに比べて、虎関の場合は所謂「神器」について、

③其所謂自然者三種神器也。三種神器者神鏡也神劍也神璽也。此三皆出自然天成也。初天照大神在天宮也召其孫瓊杵尊曰。葦原中者吾孫胤統御之地也。寶祚之隆當與天壤無窮。即以八咫鏡。八坂瓊。草薙劍授之。【中略】以是言之我國雖東方海極之域。其統御之靈也與天壤開關同兆乎。不然一般神器何出於鑄刻之

先而降於天乎。是我國運之自然者也。【中略】然五帝之世猶無傳國之信器。況三皇乎。【中略】始皇刻十璧以爲國器。漢又以下高祖斬白蛇劍爲傳國寶。爾來劍璽爲三國器。【中略】而受命之符皆人工也。非天造也。【元亨釈書】卷第十七・王臣二・【贊曰】

と、中国の「傳國璽」等とも対比させながら、異朝のそれが「人工」の宝器であつたのに対し、天照大神から今に至るまで受け継がれた「神器」は「自然」の産物であり、皇統が連続して絶えることなく続いているのも「天造自然之器之所致乎。因是而言雖千萬世後不有擾奪之虞矣。」(同右)と、誇らしげに記している。このように、彼が「神器」を天照大神による天皇の神聖王権を保証するものとして謳い上げる姿勢は、(喪失)を物語ることに主眼を置いた『平家』とは明らかに異質なものである。そして、それはやがて北畠親房の、「ナベテ物シラヌタグヒハ、上古ノ神鏡ハ天徳・長久ノ災ニアヒ、草薙ノ寶劍ハシツミニケリト申傳ルコト侍ニヤ。返々ヒガコト也」(神皇正統記)後鳥羽)という言葉に結実することになる<sup>(7)</sup>。

治承・寿永の乱当時、(神代伝来の宝器)と信じられた「三種宝物」としての「神璽」「宝劍」「内侍所」は、やがて新しく登場してきた「三種神器」という觀念を取り込みつつ、『平家物語』後半の展開を握る重要なカギの一つとして、武久堅氏のいう「滅亡物語」<sup>(8)</sup>を紡ぎ出していった。その過程で、古代神話に直接根を伸ばしていた「三種宝物」をめぐる言説が、中世的(「三種神器」神話)へと装いをあらためていったと考える。あるいは『平家』自体、この耳慣れない用語が巷間に浸透していくことに一定の役割を演じていた可能性もあろう。『元亨釈書』に見える(宝劍説話)

の存在がその辺りの事情を暗示している。一方、文芸と一線を画した宗教・政治思想の領域では、「神器」の持つ（神代伝来の宝器）としての側面が、現実の王権を権威づけるものとしてよりクローズアップされ、ついには『平家』的物語言説の否定にまで至る。とはいえ、実際にはそれもまた、歴史を解釈する上でのもう一つの物語だったのではないか。「歴史」とは物語であり、物語として共有される歴史が、あらたな現実の物語をつむぎだしている。」——兵藤裕己氏のこの発言は、『平家物語』と『三種神器』神話の生成との関わりを考える上でも看過しがたい問題を示唆している。本稿ではその一端にしかふれえなかつたが、今後は『太平記』や『剣巻』をも含めて、『三種神器』神話の物語言説における展開を検討していきたい。

[注]

- 1 覚一本（高野本）および屋代本の引用は、麻原美子・春田宣・松尾基江三氏編『歴代本高野本 対照平家物語』一〜三（平成二〜五年、新典社刊）による。
- 2 「異種本」の概念は、犬井善壽氏『平家物語』の「語り」と「読み」——口承と書承の概念規定から」（『軍記と語り物』11・昭和四十九年十月）における、「著作性本文形成によって制作された新しい『平家物語』のテキスト」（五九頁）という規定に従う。
- 3 対照表にも示した通り、『源平盛衰記』には、早く所謂「信連合戦」の場面（巻十三）で「三種ノ神器」の用例が独自に見える。なおこの場面の説話に関しては黒田彰氏「源平盛衰記と中世日本紀一熱田の深秘統緒」（『和漢比較文学叢書15』『軍記と漢文学』平成五年四月、汲古書院刊）を参照。
- 4 最近の成果としては、新田一郎氏「継承の論理——南朝と北朝」（岩波講座『天皇と王権を考える2』『統治と権力』所収・平成十四年六月、岩波書店刊）がある。引用は村上重良氏『日本史の中の天皇』（平成十五年二月、講談社学術文庫）による。原本は、『天皇と日本文化』（昭和六十一年十月、講談社出版研究所刊）。
- 5 下川玲子氏「北畠親房の儒学」（平成十三年二月、ベリかん社刊）。
- 6 鶴巻由美氏「三種神器」の創定と『平家物語』（『軍記と語り物』30・平成六年三月）。

8

拙稿『平家物語』(宝剣説話)考——宗神朝改鑄記事の意味づけをめぐる——(『説話文学研究』30・平成七年六月)、『平家物語』の構想と(『宝剣説話』——延慶本の場合を中心に——)(韓国・漢陽日本學會『漢陽日本學』4・一九九六年二月)、『劍巻』をめぐる——(『軍記と語り物』35・平成十二年三月)、『日本の古代・中世における(宝剣説話)の流通について——(『宝剣』11『草薙劍』)』という物語の始末をめぐって(『台湾日本語文學報』17・二〇〇二年十二月)。

9

「神祇」の用語に関しては、阿部泰郎氏が「慈童説話の形成(下)——天台即位法の成立をめぐる——」(『國語國文』六〇一・昭和五十九年九月)で紹介された、『天子本目録』中の記事、「天照大神、以降、三種ノ神祇、相傳、即、位、是、百王、王御職位、習也」(三八頁)が、特に天台即位法の口伝においてこの語が用いられていたことを示すものとして注目されるほか、前田家本「水鏡」「神武天皇」でも、「内宮ノ神祇トシテ。天照大神ノ御躰是ナリ。此鏡ヲ内侍所ト申ナリ。是ヲ寫シテ内裏ノ三種ノ神祇ノ第三ノ内侍所ト今ニ號スル也。靈驗新ニ御座テ。本ノ内侍所ニ劣リ給ズト申傳タル也」とあることが知られている。また鶴巻由美氏は注7の論考で、「三種神祇」と「三種神器」は音も一致するので通用しやすいと思われる。「三種神器」の形成にも大きく関与したと考えられる(五三頁)とされる。更に時代が下って、中世の「三種神器」説を集成した感のある『塵添瑠囊鈔』巻第八「三種神器事」には、「三種ノ神器トハ。何事ノ天子ノ御寶ノ中ニ。殊ナル御守リニアリ。仍三種神器ト云也。又神祇共書也。一、ハ内侍所神鏡。二、ハ神璽。三、ハ寶劍也。」(大日本仏教全書版)と記され、両表記の並存を示している。

10

百二十句本は斯道文庫本影印版(昭和四十五年一月、汲古書院刊)に拠つたが、欠巻である巻八については、国会図書館蔵本を底本とする新潮日本古典文学集成版を参考にした。

11

小西甚一氏「『平家物語』の原態と古態——本文批判と作品批評の接点——」(平川祐弘・鶴田欣也氏編『日本文学の特質』平成三年七月、明治書院刊)および『平家物語』の本文批判——水平伝承と垂直伝承——(『日本語と日本文学』15・平成三年十二月)参照。

12

六国史は、『日本書紀』が岩波(旧)日本古典文学大系、『続日本紀』が岩波新日本古典文学大系、その他は、吉川弘文館の新訂増補国史大系による。

13

新日本古典文学大系『続日本紀』一の補注6・九六(四四三頁)。

14

注8の拙稿・二〇〇二年、第一節参照。

15

『音注河上公老子道德經』(中華民国五十三(一九六四)年十月再版、廣文書局印)により、適宜句読点および返り点を施した。

16

『漢書』(中華民国八十五(一九九六)年三月再版、宏業書局刊)四二〇九頁により、適宜句読点および返り点を施した。

17

『新校胡刻宋本文選』(中華民国八十四(一九九五)年十月版、華正書局刊)四九

- 18 五頁による。
- 19 注17書、五三〇〜五三一頁。
- 20 ここで引かれる「呉書」は、『三國志』卷四十六・呉書一の裴松之注が引く「呉書」ともほぼ一致する。
- 21 以下、『玉葉』は国書刊行会版による。
- 22 今谷明氏『象徴天皇の発見』（平成十一年三月、文春新書）、一五三頁参照。
- 23 『日本書紀』による継体天皇の即位までの経緯は次の通りである。「及至踐祚、厚加荒籠寵待。○甲申、天皇行至樟葉宮。○二月辛卯朔甲午、大伴金村大連、乃晚上天子鏡御璽符再拜。〔中略〕乃受璽符。是日、即天皇位。」（『日本書紀』卷第十七・繼體天皇元年二月）。
- 24 『吉記』は史料大成による。
- 25 引用は、『伊呂波字類抄』（昭和五十一年七月、風間書房刊）による。
- 26 『先代旧事本紀』卷第三「天神本紀」では、「則授八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劍、三種寶物、永爲天璽、牙玉自從」と、『日本書紀』と『古語拾遺』の記事が取り合わされ、その結果「三種宝物」は皇孫の父である天忍穗耳尊に授けられたことになっている。こうして編み出されていた、「天璽」としての「三種宝物」という観念が、後の「三種宝物」および「三種神器」観にも影響を及ぼしていったと思われる。
- 27 続群書類従・第十輯下による。なお『群書解題』も参照。
- 28 注7の論考、四三頁参照。
- 29 以下、延慶本は北原保雄・小川栄一氏編『延慶本平家物語 本文篇』（平成二年六月、勉誠社刊）による。
- 30 富倉徳次郎氏『平家物語全注釈・下巻（一）』（昭和四十二年十二月、角川書店）、二五一頁参照。
- 31 注7の論考、五一頁参照。
- 32 注7の論考、四五頁参照。
- 33 富倉徳次郎氏『平家物語研究』（昭和三十九年十一月、角川書店）、二八頁参照。注29に同じ。
- 34 『吾妻鏡』は新訂増補国史大系による。
- 35 富倉徳次郎氏『平家物語全注釈・中巻』（昭和四十二年五月、角川書店）、四三九〜四四〇頁参照。
- 36 本稿では、花方の火印説話までではふれられなかったが、これについても「院宣請文」との関連から富倉氏の注32書、二二三〜二八頁に詳細な解説があり、その後次的虚構性が論じられている。
- 37 『花園天皇宸記』は史料大成による。
- 38 注7の論考、四五頁参照。
- 39 阿部氏、注9の論考、第八節参照。なお阿部氏、注46の論考も参照。
- 40 国文学研究資料館編・真福寺善本叢刊6『兩部神道集』（平成十一年七月、臨川書店刊）所収。三八九頁。
- 41 注40書、伊藤聡氏の解題、五三四〜五三六頁を参照。
- 42 本書と度会行忠との関係については、牟禮仁氏「度会行忠と仏法（上）」（『神道宗教』一六八・一六九合併号・平成九年十二月）、後に同氏『中世神道説形成論考』（平成十二年四月、皇學館大學出版部刊）に所収。参照。
- 43 注42、『中世神道説形成論考』、三四九頁を参照。
- 44 久保田収氏『中世神道の研究』（昭和三十四年十二月初版、平成元年十二月再版、臨川書店刊）、一二四頁。
- 45 『類聚神祇本源』は度會神道大成による。
- 46 阿部泰郎氏「中世王権と中世日本紀一即位法と三種神器説をめぐりて」（『日本文学』昭和六十年五月）、四三頁。
- 47 この他、本稿では詳述できなかったが、光宗「溪嵐拾葉集」にも台密における「神璽」「宝劍」「内侍所」の解釈があり、注目に値する。桜井好朗氏『祭儀と注釈』（平成五年九月、吉川弘文館）Ⅲ・一「即位灌頂と神器」二一八頁、および黒田日出男氏『龍の棲む日本』（平成十五年三月、岩波新書）四七頁を参照。
- 48 下川氏、注6書、第二章第二節を参照。なお、北畠親房が先行文献を再構成しながら「中世国家神話」の表現構造を立ち上げていく件は、桜井好朗氏『中世日本文化の形成―神話と歴史叙述―』（昭和五十六年四月、東京大学出版会刊）所収「中世国家神話の形成―『神皇正統記』の表現構造のなかで―」（『文学』45巻11号・昭和五十二年十一月）を参照。
- 49 『旧事本紀玄義』は『神道大系・論説編三・天台神道（上）』による。また日本思想大系19『中世神道論』（昭和五十二年五月、岩波書店）所載の校注も参照。
- 50 『神皇正統記』は岩波日本古典文学大系による。なお、親房における「三種神器」観の生成過程については、名波弘彰氏『神皇正統記』神代卷の構成と意図―天璽矛神話を中心として―（『寺小屋語学文化研究所論叢』1・昭和五十七年七月）、山本ひろ子氏「北畠親房における神器観念の成立―（天璽矛）から（三種神器）へ―」（『日本文学』三八三号・昭和六十年五月）を参照。
- 51 『元亨釈書』は新訂増補国史大系による。
- 52 平田俊春氏『神皇正統記の基礎的研究』（昭和五十四年二月、雄山閣出版刊）、第四篇第三章の四「伊勢神道と元亨釈書の神国思想」を参照。
- 53 注8の拙稿・平成十一年、第二節参照。
- 54 高木信氏『平家物語』「劍卷」の（カタリ）―正統性の神話が崩壊するとき―（『日本文学』平成四年十二月）。後に同氏『平家物語・想像する語り』平成十三年四月、森話社刊に所収）に、「宝劍の最初の所有者がアマテラスであるとするのは、朝廷の守りである宝劍を、絶対的に（聖なるもの）として描こうとする欲望なのである。」との指摘があり、首肯される。（引用は後者・二二七頁によ

る。初出時には「欲望」が「意志」とある。  
 伊藤正義氏「日本記」神代巻取意文(『人文研究』27・9・昭和五十年)。  
 虎関師鍊と北畠親房との思想的相関性については、注52、平田氏の論考の他、  
 大隅和雄氏『愚管抄を読む』(昭和六十一年五月、平凡社刊) V・二も参照。  
 武久聖氏『平家物語の全体像』(平成八年八月、和泉書院刊) 第一章「平家物語  
 の全体像―滅亡物語の構築」を参照。

諸本対照表

八・巻四	七・巻第三末	四・巻第二中			卷
三種之神器 劍・鏡・璽 神鏡・璽 劍・璽 御劍	三種の神器 ××	三種の神器 ××	三種の神器 ×	三種の神器 ×	延慶本
三種の宝物 ×	三種の宝物 ××	三種の宝物 ×	三種の宝物 ×	三種の宝物 ×	長門本
三種の宝物 ×	三種の宝物 ×	三種の宝物 ×	三種の宝物 ×	三種の宝物 ×	盛衰記
三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	關靜録
三種の宝物 ×	三種の宝物 ××	三種の宝物 ×	三種の宝物 ×	三種の宝物 ×	南都本
三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	四部本
三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	歴代本
三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	覚一本
三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	百二十句本
三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	三種の神器 ×	備考

58 兵藤裕己氏『太平記(よみ)の可能性―歴史という物語』(平成七年十一月、講  
 談社選書メチエ61)二二三頁。

(うちだ やすし 台湾 慈濟大學 東方語文學系 専任講師)





十一・卷第六本										十・卷第五末										
草薙劍	寶劍	內侍所	內侍所	寶劍	三種ノ神器	內侍所	寶劍	三種ノ神器	神聖・寶劍	三種ノ神器										
草薙劍	注の御箱	注の御箱																		
天叢雲劍	神鏡・神靈	神鏡・神靈																		
(欠)	(欠)	(欠)																		
天村雲劍	神靈ノ御箱	神靈ノ御箱																		
草投劍	驗御箱																			
草薙劍	寶劍	內侍所																		
草なきの劍	しるしの御箱	しるしの御箱																		
雨村雲劍	寶劍	內侍所																		
<p>延「内侍所神靈官序入御事」。「皇」と百は本文が近いが、「百」は「寶劍ハ永沈テ見ヘハス」の後、すぐに見所謂「寶劍說話」の末尾に連続させている。「被スル海士ニ仰セテ」龍宮ニ納ルケルヤラシ、其後ハ未出來「恐ラク」劍卷「に基いた」(寶劍說話)を取り込む際に重複部分を除いた操作の結果と考えられる。</p> <p>所謂「宝劍說話」。「単行」劍卷「に基く」と思われる百を除き、神代伝来の寶劍は三</p> <p>詔り系、花方(焼印)の事。盛は重國の言。剣は重衡の後傳、ともに他本無。</p> <p>新帝(後鳥羽天皇)即位。語り系のみ「内侍所」有。</p> <p>諸社への奉幣と折念。長、四は、院から義経への激励の言葉とする。</p> <p>白旗の奇瑞。南、寛のみ。</p> <p>先帝入水。二位殿が身に帯びたのは神靈と寶劍のみ。</p> <p>内侍所の靈驗。南及び語り系、大納言典侍の入水未遂を記す。盛神靈浮上記事、運御の段に重出。</p> <p>義経より、院へ注進状。延、一三種ノ神祇事故ナク都へ掃リ入セ給ベシ。</p> <p>義経、寶劍搜索折願のため、に宇佐宮へ願書を奉ず。延の独自異文。「右寶劍者、吾朝之重寶三種之其一也。吾神代迄于聖代、繼位之主伝之、守基之君持之」云々。</p> <p>兼島神主景弘に寶劍搜索下命。「玉葉」(文治二年六月、同三年七月)。「吾妻鏡」(三年六月)等に関連記事。</p>																				



十一・巻第六本

内侍所 寶所	内侍所	鏡 御鏡	内侍所 御鏡	内侍所	内侍所	盤劍		寶劍	《前出》 《前出》	盤劍
	x	x x	x	x				x	★ ☆	x x x x x x x
〇〇	x〇	かみ み	x〇〇x	〇x〇	〇〇			寶劍	〇 x x	x x x x x 〇 x x x
内侍所	x x	宝鏡	〇〇x	神聖		劍新鏡 新鏡 三種 寶劍 劍劍劍 劍劍劍 寶劍 寶劍 寶劍 寶劍				草薙劍 新劍 本劍 劍 草薙劍
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
内侍所	x〇	御鏡	〇〇x	〇x〇	〇x			盤劍	今ノ寶劍 作替ラル、劍	劍劍
〇〇	x〇	御鏡	x〇〇x	〇x〇	x x			x	★	x x x x x 〇
カシコ所	x〇	内侍所	〇x x 〇 x	〇x〇	x x					寶劍
〇〇	x〇	御鏡	〇〇x	x x 〇	〇〇					x x x x x x x 〇
内侍所	〇	内侍所	〇x x 〇	三ノ鏡	《後出》	劍劍				寶劍
〇	〇	〇x x 〇	〇x x 〇	x x	◆					八劍大明神 御劍
										x x x x 〇

偶、盗まれたのが熱田の劍  
 ではなく内裏の新劍であつ  
 たとする。盛(及び「劍卷」  
 は道行の敷度に涉る試みを  
 記す。南、百(及び「劍卷」)  
 した。南、百(及び「劍卷」)  
 は、劍の盗難を新羅の御門  
 の差金とする。盛に熱田の  
 新劍、百に八劍宮の事有。  
 『富家語』「古事談」に見  
 え、延、長、南、覺に載る。  
 劍の語★は覺でも前項に  
 あるが、それは本劍の方を  
 指す。  
 宝劍喪失の顛末、延、長、  
 覺は近いが、法皇の夢想に  
 やや近いが、法皇の夢想に  
 といふ独自の記事有。また四  
 と屋も互いに本文が近い。  
 その中間部に、盛、一老松  
 若松尋劍として、劍が本  
 來龍宮の宝であり、再び龍  
 宮に納まるに至つたといふ  
 経緯を、独自に記す。載る。  
 百は、「劍卷」の記述をも  
 とに略述したと考えられ、  
 内容がほぼ共通する。  
 内侍所、温明殿(入御。百、  
 「鏡之沙汰」として諸本と  
 は別編集。該当箇所は後出。  
 内侍所の神鏡の由来。  
 百、「神代ヨリ三ノ鏡アリ。  
 内侍所ト申奉ルハ其ノ一  
 也。」「劍卷」では、内侍  
 所は手ナツ子の引出物であ  
 り、解釈が異なる。  
 崇神天皇時代に神鏡奉遷。  
 但し単に別ノ御殿に遷  
 したとするのみで、ここで遷  
 新劍のことは語られない。  
 更に、天徳四年の内裏焼亡

十二・卷第六末			十一・卷第六本		
宝剣・神鏡	×××	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡
神鏡・宝剣	×	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡
神鏡・宝剣	×	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡
(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)	(欠)
×××	×××	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡
×××	内侍所	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡
×××	×××	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡
×××	×××	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡
×××	×××	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡
×××	×××	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡
×××	×××	三種ノ神器	内侍所	前出	御鏡 神鏡

・本対照表は、今後の研究のための基礎資料として、『平家物語』諸本の本文中(目録は除く)における「三種神器」、およびそれと関連する「神鏡」「宝剣」「内侍所」等の用例の記述の異同をまとめたものである。

・巻数は延慶本に拠り、表中の○は、延慶本を基準としてそれと一致するものに付した。表記は可能な限り各本に拠ったが、煩雑を避け、仮名の大小と異体字等は統一した。

・表中の×は、当該本以外の他本にその記述が見られないことを示し、延慶本を基準とするものではない。また(欠)は欠巻、斜線欄は当該記事が見られないことを示す。

・百二十句本は汲古書院刊・斯道文庫本の影印版に拠ったが、欠巻である巻八は国会本を底本とする新潮日本古典集成本に基き、表中「一」で示した。またそれ以外の箇所でも、斯道本との間で大きな異同が見られる部分は、集成版を参考に「(一)」で示した。

・表中、「三種神器」を意味する表記には「三種ノ神器」を、異表記である「神抵」は「」で示した。また一連の対比的表記と判断されるものには「・」を、それ以外には「」を付す。

・表中の「一」は、「宝剣」の用例ではあるが、中国故事「威陽宮」の段に見える別剣である。所謂(宝剣説話)の範囲を、波線~~~~~で区切って示した。

に際しての盤験譯では、諸本内容的にほぼ同じ。「撰集抄」「直幹申文絵巻」等参照。百のみ、壇ノ浦での内侍所の盤験を重出。

百、他本前出の内侍所神樂。また独自に引出物の別鏡や第六天の魔王と結びついた神鏡説話を展開、「剣巻」とも部分的に共通する。

時忠関連記事。屋島院宣の使者花方(四は無名)への焼印の事、諸本全てに見える。女院の六道語り、一門都落及び先帝入水の段。四・覚は「灌頂巻」。(長・盛も一巻分を宛てる。)